

工事現場における施工体制等の立入調査要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第14条の規定に基づき、阿波市(以下「市」という。)が行う建設工事の適正な施工の確保に資するため、工事現場における施工体制の調査(以下「調査」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(調査の体制)

第2条 調査は、契約管財課長の指名する職員及び検査官の2人体制で行うものとする。ただし、やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(調査対象工事及び調査件数等)

第3条 調査は月2回程度抜き打ち的に実施することを標準とする。ただし、発注件数に応じて弾力的に調査回数を増減するものとする。

2 調査箇所を選定は次のとおりとする。ただし、災害復旧工事等、緊急に施工する必要がある工事は除くことができる。

- (1) 設計金額が10,000千円以上の工事。【必須】
- (2) 設計金額が5,000千円以上の工事。ただし、主たる工種が舗装工事の場合は2,000千円以上の工事。【適宜】
- (3) 設計金額が3,000千円以上で請負率が85%未満の工事。【適宜】

(調査の内容)

第4条 調査は、次に掲げる事項について確認を行うものとする。

- (1) 建設業の許可票が工事現場に掲示されていること。
- (2) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識が工事現場に掲示されていること。
- (3) 労災保険関係成立票が工事現場に掲示されていること。
- (4) 現場代理人の常駐、及び専任の主任技術者又は監理技術者がいること。
- (5) 市に提出した書類に記載した技術者と同一の者が工事現場に配置されていること。
- (6) 現場に配置されている監理技術者が監理技術者資格者証及び講習修了証を携帯していること。
- (7) 市に提出した施工体制台帳と工事現場における施工体制が一致していること。
- (8) 施工体系図が工事現場に掲示されていること。
- (9) その他工事現場の適正な施工体制等を確認するために必要な事項。

(調査の方法)

第5条 調査は、地上件別調査と八咫川河川(阿波第一カ)を河川として、11ノモツコリる。

(調査の結果の報告)

第6条 前条の規定により調査を行った職員(以下「調査者」という。)は、施工体制等立入調査報告書(様式第2号)により、調査の結果を速やかに企画総務部長に報告しなければならない。

2 調査の結果、不適切な項目があった場合は、初めの調査後、適切な時期に再度調査を実施する。

(是正の指導)

第7条 企画総務部長は、前条の規定による報告により、施工体制等に係る不適正な事項の指摘があったときは、当該指摘事項について、施工体制等是正指導書(様式第3号)により、当該工事を担当する課等の長(以下「工事担当課長等」という。)に通知するものとする。

2 工事担当課長等は、前項の規定による通知があったときは、請負者に対し当該指摘事項の是正を求めるものとする。

(是正の指導に従わない場合の措置)

第8条 工事担当課長等は、請負者が前条第2項の是正を行わないときは、「不良工事に対する措置の取扱いについて」(平成18年9月1日)により建設工事審査委員会に、措置要求を申請するものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか調査に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

施工体制等一斉立入調査リスト

1. 立入調査者

職	氏名	調査日		
主幹				
検査官				
検査官				
未着手・休止中の場合記入				

2. 監督員名

主任監督員	
現場監督員	

3. 請負金額等

当初請負金額	
請負率	

・調査日は 6/15 の形式で記入、調査者は欄に丸印を記入。

4. 工事概要

案件番号	
工事名	
工事場所	
工事概要	
請負者	
工期	
主任・監理技術者	
現場代理人	
連絡責任者	

5. 確認項目

第4条	点検項目	確認・所見
(9)	工事の標示板は適切に設置されているか。（道路の場合は起終点）	
	調査日	
(1)	建設業許可を示す標識を掲示しているか。	
	調査日	
(8)	施工体系図が工事現場に掲示されているか。 請負額が200万円以上の場合（共通仕様書1-1-13）	
	調査日	
(2)	建設業退職金共済制度適用事業主工事現場標識が工事現場に掲示されているか。	
	調査日	
(3)	労災保険に関する掲示又は備え付けがされているか。	
	調査日	
(9)	緊急時連絡表等は適切に設置されているか。	
	調査日	
(9)	標準断面図版は適切に設置されているか。（共通仕様書1-1-50 500万円以上）	
	調査日	
(9)	迂回路の標示板は適切に設置されているか。	
	調査日	

(4, 5)	<input type="checkbox"/> 現場代理人は現場にいるか。また、通知された者と、同一人物か。 <input type="checkbox"/> 連絡員の配置は適正に行われているか。また、通知された者と、同一人物か。	
	調査日	
(4, 5)	主任技術者は現場にいるか。また、通知された者と、主任技術者は同一人物か。 <small>請負額が3500万円以上の場合は専任が義務づけられている。(建設業法第26条)</small>	
	調査日	
(4, 5, 6)	監理技術者は現場にいるか。また、通知された者と、監理技術者は同一人物か。 監理技術者資格証を持っているか。	
	調査日	
(7)	施工体制台帳と工事現場における施工体制が一致しているか。	
	調査日	
(7)	施工体制台帳及び添付書類が備え付けられているか。 <small>下請負額の総額が4000万円以上の場合 (共通仕様書1-1-13)</small>	
	調査日	
(7)	無許可業者に下請けをさせていないか。 <small>500 万円以上 (建築一式工事1,500 万円以上) の工事を施工するには、建設業の許可が必要。</small>	
	調査日	
(9)	安全施設は適切に設置されているか。	
	調査日	
(9)	労働環境及び周辺環境は適切か。	
	調査日	
(9)	営業所に建設業法に定められた専任技術者が常勤しているか。	
	調査日	
(9)	その他	
	調査日	

